

東電原発事故無罪判決 企業責任問う仕組みを

あれほどの甚大な被害をもたらしながら、誰一人として刑事責任を問われないのだろうか。被災者のみならず、理不尽を感じる人は多いはずだ。

東京電力福島第1原発事故を巡り、業務上過失致死傷罪で強制起訴された東電の元会長ら旧経営陣3被告に、東京地裁はきのう無罪を言い渡した。

巨大津波の重大性を予見し、防潮堤など有効な対策をとることができたかどうかが主な争点だった。しかし判決は「巨大津波を予見できる具体的な根拠に乏しかった」と予見可能性を認めなかった。

それどころか、原発の「有用性」に言及し、地域経済などに大きな影響を与えてまで運転を停止させる経営判断は困難だったとした。司法として踏み込みすぎではないか。

企業トップ個人の責任を問うのだから、厳格な立証が必要である。だが原発でいったん事故が起これば被害は破滅的だ。

それだけに電力会社の経営陣が、より高度な注意義務を負っているのは当然のことだろう。極めてまれな自然災害のリスクにも備えるのが、原発を運転させる前提であるはずだ。

だが判決は、被告側の主張に沿って注意義務違反も認めなかった。安全性を軽んじるような司法判断に違和感を覚える。

3人は、第1原発の主要施設がある高さ10メートルの敷地を超える津波の襲来を予想できていたのに対策を怠って事故を招き、過酷な避難を余儀なくされた双葉病院（福島県大熊町）の入院患者らを死傷させたとして罪に問われた。

公判は2017年6月に始まり、37回を数えた。東電関係者や専門家ら20人余りが証人として出廷した。津波対策を巡る東電社内のやりとりや動きが法廷で示された。事故の真相究明には一定の役割を果たし、強制起訴による裁判自体は大きな意味があったと言える。

検察官役の指定弁護士は、国の専門機関による地震予測「長期評価」に基づき、東電が08年には最大15・7メートルの津波が襲来する可能性があるとの試算をまとめていたと指摘した。

3人には09年までにはこの情報が伝わっており、「万が一にも起こってはならぬ事故」を予見できたと主張した。

これに対し、3人は試算の根拠となった長期評価について「信頼性は低く、対策の根拠としては不十分だった」などと反論した。一方で、部下からの津波の試算結果報告については「記憶にない」「聞いていない」と繰り返した。

公判を通じて浮かび上がったのは、リスクを過小評価し、形ばかりの安全対策に安住し続けてきた東電の体質である。

ただ現行の刑法では過失責任は個人にしか問えない。大企業になればなるほど、責任の所在が分かれていて、個人の責任を問うハードルも高かったと言える。過失事故の原因究明において「司法の限界」が見えた。

事故の原因究明とともに安全対策を徹底させるためにも、事故を起こした企業の責任を問える仕組みが必要になっているのではないか。

再発防止に重点を置いて証言義務を課す制度や、企業の責任を問う「組織罰」の創設を求める動きも出ている。国も検討を進めるべきだ。